

○大学院学生研究室規程

昭和43年11月13日

第1条 本学大学院学生が研究を行う場所として、学生研究室を設ける。

第2条 学生研究室には、研究に必要な図書を置く。

第3条 この研究室の利用については大学院学生がその責めを負い、大学院各研究科幹事がこれを指導する。

第4条 この研究室運営の事務は、大学院事務課がこれに当たる。

附 則

この規程は、昭和43年11月13日より施行する。